第３次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）に係る
パブリックコメント手続実施要領

１　件名

第３次流山市子どもの読書活動推進計画（素案）についての意見の募集

２　目的

本要領は、第３次流山市子どもの読書活動推進計画を策定するにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、策定に係る意思決定を行うためのものです。

３　趣旨

「流山市子どもの読書活動推進計画」は、子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成１３年法律第１５４号）に基づいて、国及び千葉県の子どもの読書活動推進基本計画との整合を図り、流山市全体で子どもの読書活動推進に取り組んでいくために策定するものです。

このたび、令和４年３月に策定した現行の「第２次流山市子どもの読書活動推進計画」が令和８年度で終了することから、次期計画として、計画期間を令和９年度から令和１３年度までの５か年とする「第３次流山市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

この計画について、市民の皆様の御意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施するものです。

４　公表案

別紙のとおりです。

５　意見を提出できる者

（１）市内に住所を有する者
（２）市内に事務所又は事業所を有する者
（３）市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
（４）市内に存する学校に在学する者

６　意見の募集期間

令和８年１１月２０日（金）から令和８年１２月２１日（月）まで（必着）

７　閲覧及び公表

（１）閲覧場所

情報公開コーナー（市役所第１庁舎２階）、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター（流山エルズ）、保健センター、各児童センター（館）、幼児教育支援センター、各小学校・中学校、障害者福祉センター

※上記に加えて、市内の高等学校、特別支援学校、保育所（園）、幼稚園、学童クラブ、地域子育て支援拠点・センター、障害児通所支援事業所には、パブリックコメント手続実施ポスターの掲示を依頼します。

（２）公表
市ホームページ

８　意見の提出方法
自由様式または別紙様式に、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メール、ちば電子申請システムによる提出、または中央図書館に直接書面を御持参ください。

９　その他
（１）御提出いただいた意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はいたしません。
（２）電話、口頭など、「８　意見の提出方法」によらない意見は、パブリックコメント手続の意見として扱いませんので、予め御了承ください。
（３）御記入いただいた個人情報（氏名、住所等）は、御意見を確認する目的のみに使用させていただくものです。
（４）意見募集結果の公表の際には、御意見以外の個人情報は公表いたしません。

１０　問い合わせ先及び提出先
〒２７０－０１７６　流山市加一丁目１２２５番地の６
流山市教育委員会　生涯学習部　図書館
電話　０４（７１５９）４６４６　FAX　０４（７１５９）４７６５
電子メール　toshokan@city.nagareyama.chiba.jp